

介護福祉士修学資金等貸付事業
介護福祉士実務者研修受講資金貸付制度 募集要項
(平成29年度 追加募集)

制度の概要

この制度は、社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第5号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校または都道府県知事の指定した養成施設（以下「実務者研修施設」という。）に在学し、介護福祉士の資格取得を目指す学生に対し修学資金を貸し付け、介護福祉士の養成確保に資することを目的としています。

1 貸付対象者：以下の要件を全て満たす方

- (1) 実務者研修施設に在学している方
- (2) 以下のいずれかの要件を満たす方
 - ①岡山県内に住民登録している方
 - ②岡山県内の実務者研修施設に在学している方
 - ③実務者研修施設の学生となった年度の前年度に岡山県に住民登録をしていた方で、実務者研修施設での修学のため転居した方
- (3) 実務者研修施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士として登録し、かつ、岡山県内の社会福祉施設等において継続的に返還免除対象業務に携わる意思を有する方
- (4) 実務者研修受講開始日が属する年度、もしくはその翌年度の介護福祉士国家試験の受験資格を得られる見込みの方

※(3)の要件について、実務者研修施設を卒業した日において介護等の業務に従事する期間が3年に達してない場合は、「実務者研修施設を卒業した日」を「介護等の業務に従事する期間が3年に達した日」と読み替えます。

※(4)の要件について、貸付者数が予定を下回っている場合には、要件を満たさない方の申し込みを受け付けることがあります。その際は、本会ホームページにてお知らせいたします。

※養成施設への就学に関し、他団体等が実施する介護福祉士修学資金等貸付、生活福祉資金、母子父子寡婦福祉資金、離職者訓練制度、教育訓練給付金制度、その他の国庫補助事業等を利用する方は、対象外です。

※返還免除対象業務とは、昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」の別添1に定める職種若しくは別添2に定める職種又は当該施設の長の業務のことです。詳細については、岡山県社会福祉協議会ホームページをご覧ください。

2 貸付額：200,000円以内 ※貸付は、1人当たり1回限り。

[介護福祉士実務者研修受講資金の用途の例]

- 実務者研修施設に支払う授業料、実習費及び教材費等の納付金
- 参考図書、学用品
- 交通費
- 国家試験の受験手数料

3 貸付利子：無利子

※ただし、返還期限日までに返還しなかった場合、返還残額に対して、年5%の延滞利子を徴収します。

4 貸付期間：実務者研修施設に在学する期間

5 定員：10名程度（予定）

※定員充足状況等、定員に関する情報については、岡山県社会福祉協議会ホームページで随時お知らせしています。残りの定員数に関するお問い合わせには、回答いたしかねます。

※定員に達した場合、募集を終了させていただきます。

6 連帯保証人：1名必要

※連帯保証人は、借入申込者と独立した生計を営む保証能力の確実な成年者としてください。

※借入申込者が未成年者である場合の連帯保証人は、法定代理人（親権者、未成年後見人等）でなければなりません。

※連帯保証人の適格要件等に関するお問い合わせには、回答いたしかねます。

7 貸付金の返還免除

次のいずれかに該当する場合には、申請により貸付金の返還債務が免除されます。

- (1) 貸付決定者が実務者研修施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行い、岡山県内の社会福祉施設等（県外の一定の国立施設等を含む。）において返還免除対象業務に従事し、かつ、2年間（在職期間通算730日以上かつ業務従事期間360日以上）引き続き従事したとき。
- (2) 返還免除対象業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

8 返 還

次の事由が生じた場合には、その事由が生じた日の属する月の翌月から12か月以内に、月賦又は半年賦による均等払方式等で返還していただきます。

- (1) 貸付契約が解除されたとき。
- (2) 当該実務者研修施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行わなかったとき、又は岡山県内において返還免除対象業務に従事しなかったとき。
- (3) 岡山県内において返還免除対象業務に従事する意思がなくなったとき。
- (4) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

9 返還の猶予

次のいずれかに該当している期間は、申請により返還債務が猶予されます。

- (1) 岡山県内において返還免除対象業務に従事しているとき。
- (2) 災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由により貸付金を返還することが困難であると認められるとき。

申込方法等

1 申込方法

岡山県社会福祉協議会ホームページにて最新の情報（募集状況等）をご確認の上、申込みに必要な様式を印刷して記入し、必要書類を揃えて下記申込先へ郵送してください。

※郵送の際は、配達記録の残る方法による送付をお勧めします。不着等の事故が生じた場合には本会では責任を負いませんので、十分ご注意ください。

2 申込締切日：平成30年3月2日（金）必着

※申込書類に不備がある場合には、申込者に返送しますので、上記の申込締切日までに再度、郵送してください。

※申込締切後に到着した書類は、申込者に返送します。

※平成30年度も募集を予定しております。特に平成30年3月から実務者研修施設を受講される方は、平成30年度募集への申込みをご検討ください。

3 申込時の必要書類

(1) 岡山県介護福祉士修学資金等借入申込書（様式第1号-2）

※借入申込者、連帯保証人の欄については、各々が署名・捺印してください。

(2) 業務従事施設からの推薦書（様式第17号）※現に施設に従事していない場合は不要。

(3) 申込者及び連帯保証人の住民票の写し

※発行から3か月以内かつ個人番号（マイナンバー）記載なしのもの（コピーは不可）

(4) 連帯保証人の所得・課税証明書（最新の所得に対応するもの）

(5) 介護福祉士実務者研修 受講証明書（様式第18号）

(6) 個人情報の取扱いについての同意書

4 貸付決定又は不承認の通知

提出書類に基づいて審査を行い、貸付決定通知書又は不承認通知書を送付します。

※審査内容及び不承認決定の理由に関するお問い合わせにはお答えできませんので予めご了承ください。

5 貸付決定後の提出書類

貸付決定者には、次の書類を提出していただきます。期限までに本会へ提出がなければ、借入を辞退したものとみなします。

(1) 借用証書（未成年者の場合、法定代理人（親権者等）の同意が必要。）

(2) 借受人及び連帯保証人の印鑑登録証明書 各1通

※市町村から3か月以内に交付されたものに限りします。

(3) 口座振込申出書（本人名義の口座に限りします。）

申込・問い合わせ先

〒700-0807 岡山市北区南方2丁目13-1 きらめきプラザ内
社会福祉法人岡山県社会福祉協議会 地域福祉部 生活福祉資金班

TEL 086-226-3544（直通）